

発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区平河町2-7-5 (砂防会館内)  
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664

編集・発行人 大場 真 弥  
印刷所 株式会社 白橋印刷所

会員(定価1部100円) その他一般(定価1部150円)  
毎月1回15日発行

平成16年度

# 河川局関係予算 (政府案) の概要 — 抜粋 —



手取川ダムの雪景色 (北陸地方整備局提供)

## 第1 平成16年度河川局関係予算の概要

平成16年度予算案は、現在召集されている通常国会において審議されております。まだ見えてこない景気浮揚策としても、年度内成立が望まれるところであります。

このうち、国土交通省河川局関係予算の概要について、抜粋してご紹介いたします。

### 1. 平成16年度河川局関係予算総括表

区 分	事 業 費	対 前 年 度 比	国 費	対 前 年 度 比
治 山 治 水	1兆5,724億円	0.94	9,870億円	0.95
治 水 事 業	1兆4,510億円	0.94	9,201億円	0.95
海 岸 事 業	425億円	0.92	275億円	0.94
急傾斜地崩壊対策等事業	789億円	0.94	395億円	0.94
都市水環境整備事業	537億円	1.03	298億円	1.05
小 計	1兆6,261億円	0.94	1兆 168億円	0.96
特定治水施設等整備事業	482億円	0.92	252億円	0.95
住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業	149億円	0.81	82億円	0.85
下水道関連特定治水施設整備事業	333億円	0.97	170億円	1.00
合 計	1兆6,743億円	0.94	1兆 420億円	0.96
災害復旧関係事業	660億円	1.00	513億円	1.00
公共事業関係費計	1兆7,403億円	0.94	1兆 932億円	0.96

(注) 1. 上記計数のほか、行政部費として国費19億円がある。

2. 億円未満を四捨五入してあるので、計とは端数において合致しないものがある。

## 平成16年度河川局関係予算総括表(事業別)

(単位:百万円)

区 分	平成16年度		前 年 度		倍 率	
	事業費 (A)	国 費 (B)	事業費 (C)	国 費 (D)	事業費 (A/C)	国 費 (B/D)
治水事業等	(1,552,751) 1,504,682	( 974,940) 949,836	(1,653,336) 1,600,821	(1,018,727) 992,194	(0.94) <0.95> 0.94	(0.96) (0.96)
河 川	( 869,642) 838,826	( 523,328) 507,439	( 937,905) 901,755	( 557,938) 539,934	(0.93) 0.93	(0.94) 0.94
ダ ム	( 391,716) 375,551	( 272,724) 264,072	( 409,692) 394,629	( 274,400) 266,533	(0.96) <0.98> 0.95	(0.99) (0.99)
砂 防	( 288,095) 287,007	( 176,353) 175,790	( 302,328) 301,026	( 183,776) 183,114	(0.95) 0.95	(0.96) 0.96
機 械	1,845	1,082	1,930	1,132	0.96	0.96
独立行政法人土木研究所	1,453	1,453	1,481	1,481	0.98	0.98
海岸事業	42,492	27,495	46,218	29,315	0.92	0.94
急傾斜地崩壊対策等事業	( 79,064) 78,900	( 39,535) 39,453	( 84,463) 84,269	( 42,283) 42,186	(0.94) 0.94	(0.94) 0.94
小 計	(1,674,307) 1,626,074	(1,041,970) 1,016,784	(1,784,017) 1,731,308	(1,090,325) 1,063,695	(0.94) <0.94> 0.94	(0.96) (0.96)
(再掲) 治 山 治 水	1,572,403	987,016	1,679,149	1,035,279	0.94	0.95
都市水環境整備事業	53,671	29,768	52,159	28,416	1.03	1.05
特定治水施設等整備事業	48,233	25,186	52,709	26,630	0.92	0.95
住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業	14,944	8,186	18,376	9,630	0.81	0.85
下水道関連特定治水施設整備事業	33,289	17,000	34,333	17,000	0.97	1.00
計	1,674,307	1,041,970	1,784,017	1,090,325	0.94	0.96
災害復旧関係事業	65,973	51,263	65,794	51,259	1.00	1.00
災 害 復 旧	54,399	42,533	54,544	42,539	1.00	1.00
災 害 関 連	11,574	8,730	11,250	8,720	1.03	1.00
合 計	1,740,280	1,093,233	1,849,811	1,141,584	<0.95> 0.94	0.96

- (注) 1. 「治水事業等」の国費には、前年度剰余金等として16年度には9,050百万円、前年度には5,127百万円を含む。
2. 「治水事業等」、「急傾斜地崩壊対策等事業」の各事業の額は、道路関係社会資本(事業費(平成16年度51,998百万円、前年度56,302百万円)、国費(平成16年度28,000百万円、前年度30,000百万円))を含んだ額である。
3. 上段( )書は、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業を含んだ場合の額である。
4. 前年度には本表のほかに、NTT-A型事業として、事業費40百万円、国費20百万円がある。
5. 「ダム」の事業費には、水資源開発事業交付金の用地先行取得分及びダム建設調整分を含み、倍率欄< >書は、これらを計上しない場合の倍率である。
6. 「河川」には、都市水環境整備事業を含む。

## 平成16年度河川局関係予算総括表(成果目標別)

(単位:百万円)

区 分	平成16年度		前 年 度		倍 率	
	事業費 (A)	国 費 (B)	事業費 (C)	国 費 (D)	事業費 (A/C)	国 費 (B/D)
水 害 対 策 費	( 986,556) 953,567	( 626,749) 609,169	(1,051,741) 1,017,408	( 653,857) 636,443	(0.94) 0.94	(0.96) 0.96
土 砂 災 害 対 策 費	( 316,267) 315,015	( 185,933) 185,288	( 328,446) 326,950	( 192,008) 191,249	(0.96) 0.96	(0.97) 0.97
海 岸 保 全 対 策 費	( 28,979) 28,979	( 19,633) 19,633	( 32,240) 32,240	( 20,833) 20,833	(0.90) 0.90	(0.94) 0.94
生 活 環 境 整 備 費	( 210,325) 196,333	( 127,466) 120,505	( 226,436) 209,556	( 136,220) 127,763	(0.93) 0.94	(0.94) 0.94
自 然 環 境 保 全・整 備 費	( 130,727) 130,727	( 80,736) 80,736	( 143,673) 143,673	( 85,926) 85,926	(0.91) 0.91	(0.94) 0.94
研 究 開 発 費	( 1,453) 1,453	( 1,453) 1,453	( 1,481) 1,481	( 1,481) 1,481	(0.98) 0.98	(0.98) 0.98
小 計	(1,674,307) 1,626,074	(1,041,970) 1,016,784	(1,784,017) 1,731,308	(1,090,325) 1,063,695	(0.94) 0.94	(0.96) 0.96
(再掲) 治 山 治 水	1,572,403	987,016	1,679,149	1,035,279	0.94	0.95
都市水環境整備事業	53,671	29,768	52,159	28,416	1.03	1.05
特定治水施設等整備事業	48,233	25,186	52,709	26,630	0.92	0.95
住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業	14,944	8,186	18,376	9,630	0.81	0.85
下水道関連特定治水施設整備事業	33,289	17,000	34,333	17,000	0.97	1.00
計	1,674,307	1,041,970	1,784,017	1,090,325	0.94	0.96
災害復旧関係事業	65,973	51,263	65,794	51,259	1.00	1.00
災害復旧	54,399	42,533	54,544	42,539	1.00	1.00
災害関連	11,574	8,730	11,250	8,720	1.03	1.00
合 計	1,740,280	1,093,233	1,849,811	1,141,584	0.94	0.96

(注) 1. 成果目標別及び「治山治水」の国費には、前年度剰余金として16年度には9,050百万円、前年度には5,127百万円を含む。

2. 成果目標別及び「治山治水」の各事業の額は、道路関係社会資本(事業費(16年度51,998百万円、15年度56,302百万円)、国費(16年度28,000百万円、15年度30,000百万円))を含んだ額である。

3. 上段( )書は、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等を含んだ場合の額である。

## 2. 河川局所管事業における主要事項

## (1) 基本方針

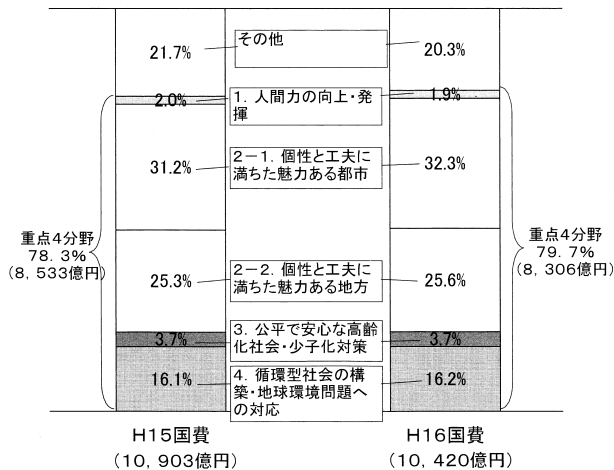
「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)で掲げられた「重点4分野」への重点化するとともに、整備の緊急性やコスト構造改革の推進の観点からの「選択と集中」により各事業においても予算を重点化。

また、「社会資本整備重点計画」(平成15年10月10日閣議決定)の策定等を踏まえ、成果重視への転換を図るとともに、一層の事業連携の強化、ハード・ソフト一体となった施策の推進等、効果的・効率的な整備を推進。

また、奨励的補助金の一層の縮減を進める一方、統合補助金の充実を図る等、時代のニーズに応じた補助事業への転換を図る。



1) 重点4分野への予算の重点化



重点4分野への傾斜配分状況

<重点4分野施策概要>

1. 人間力の向上・発揮—教育・文化、科学技術、IT

- ① 水情報国土の構築……………20,106 (百万円)  
施設等の監視・遠隔操作及び国民への防災に資する情報提供のための光ファイバー、CCTV等、監視・観測機器等の整備の推進。
- ② 環境学習等人材育成の推進……………76 (百万円)  
川を活かした環境学習、自然体験活動を推進するためのワンドや遊歩道の整備など、安全に楽しめる水辺の整備等の推進。

2. 個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方

2-1 個性と工夫に満ちた魅力ある都市

- ① 都市再生プロジェクト等の推進……………15,601 (百万円)  
都市再生プロジェクト(第1次から第6次決定)、都市再生緊急整備地域に係る河川整備の推進。
- ② 都市の魅力の創造……………33,617 (百万円)  
水辺環境が著しく悪化した市街地等において、河川や水辺を本来の川らしい姿に再生するとともに、市街地整備等のまちづくりと一体となった河川整備の推進。
- ③ 災害に強い都市の構築……………287,215 (百万円)  
下水道等との連携による都市水害対策、土砂災害等から主要国道・幹線鉄道等の遮断を防止する重要交通網対策等による災害に強い都市の構築の推進。

2-2 個性と工夫に満ちた魅力ある地方

- ① 安全な地域づくり……………172,270 (百万円)

頻発する水害、土砂災害、火山災害などに対し、同規模の災害を再び発生させないための対策等集中的・重点的な整備の推進

② 地域の活性化、主体的な取り組みの支援……………94,721 (百万円)

市町村等と連携して実施する「ふるさとの川づくり」等の水辺整備や活火山等の自然観光資源を活かすよう配慮した砂防設備等の整備による地域の活性化のための主体的な取り組みを支援する事業の推進。

3. 公平で安心な高齢化社会・少子化対策

① 河川空間のバリアフリー化……………3,425 (百万円)

河川堤防のスロープの整備等により、高齢者、障害者、子ども等を含む全ての人々が安心して河川を訪れ、安全で憩い親しめる河川空間の整備の推進。

② 高齢者等の災害弱者対策の推進……………34,817 (百万円)

災害時に自力避難の困難な高齢者等に関連する災害弱者関連施設への土砂災害防止等のための事業の推進。

4. 循環型社会の構築・地球環境問題への対応

① 自然共生型事業の推進……………128,478 (百万円)

生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全を図るための自然共生型事業の推進。

② 安全でおいしい水の確保……………13,901 (百万円)

良好な水量・水質等を有する水環境への改善を図るため、下水道事業等と連携して実施する「清流ルネッサンスⅡ」等の推進。

③ リサイクル・リユースの推進……………26,422 (百万円)

資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るための再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等リサイクル・リユースの推進。

<予算額は平成16年度国費>

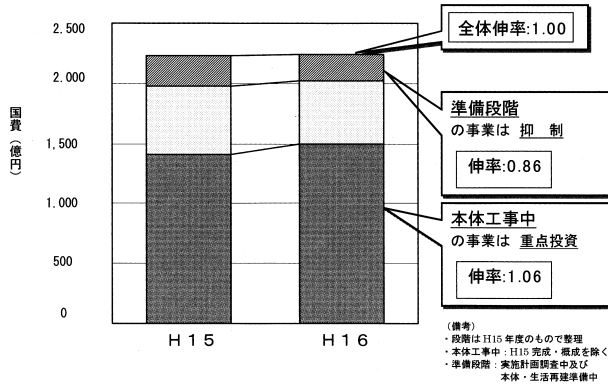
2) 選択と集中による予算のメリハリ

○メリハリの効いた予算の重点化

近年の災害の発生状況等を踏まえ整備の緊急性、コスト構造改革を進める観点から予算を重点化。

ハリ

- ・床上浸水解消緊急対策……………173,193百万円 (対前年度比1.16)



ダム建設事業における予算のメリハリ

近年床上浸水被害のあった地域を対象とする事業や甚大な被害が生じる可能性がある地域における改修効果が高い事業のうち緊急的に整備する必要がある事業。

・土砂災害緊急対策

28,737百万円 (対前年度比1.13)

平成15年7月に熊本県等で発生した土砂災害により多くの人命が失われた経緯を踏まえ、近年土砂災害が発生した地域での再度災害防止等、災害から国民の人命および財産等を守る事業。

・本体工事中のダム

149,640百万円 (対前年度比1.06)

事業効果の早期発現を含めコスト構造改革を推進する観点から、本体工事中のダム事業等に重点投資。

メリ

・頻発する豪雨水害への対策等集中的に実施すべき事業を除く河川改修補助

132,306百万円 (対前年度比0.87)

河川改修に係る補助事業については、頻発する豪雨水害への対策等集中的に実施すべき事業を除き、抑制。

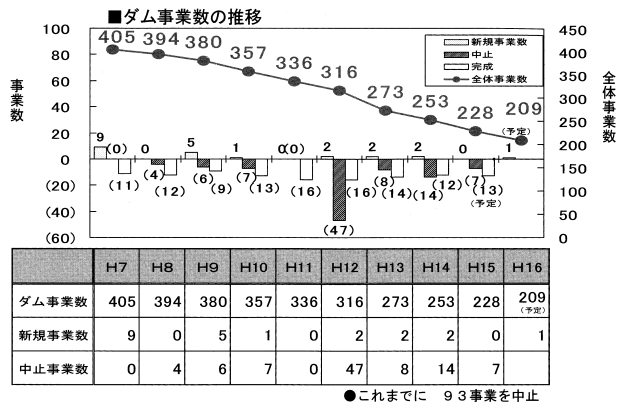
・準備段階のダム

22,328百万円 (対前年度比0.86)

ダム事業は、本体工事中のもの等に重点投資し、準備段階のものは抑制。

<予算額は平成16年度国費>

○事業再評価による事業の見直し・峻別



○良好な都市生活基盤の形成を促進するための都市水環境整備事業の拡充

都市水環境整備事業について、河川等の水質浄化や、良好な河川環境の形成等を行う河川環境整備事業に加え、新たに、都市部の沿川においてまちづくりと一体となって良好な水辺空間の整備を行う河川改修及び都市部における著しい浸水被害が発生した流域又はそのおそれがある流域において、下水道事業と連携して実施する河川改修等を推進する。

(項) 都市水環境整備事業費

(目) 直轄河川都市基盤整備事業費 (新規立目)

3) 社会資本整備重点計画を踏まえた成果重視への施策展開

社会資本整備重点計画の策定を踏まえ、成果目標の効率的な達成のため、一層の事業間連携の強化を図りつつ、ハード・ソフトの連携、既存ストックの有効利用等を推進。

○水害対策

<関連するアウトカム指標>

- ・洪水による氾濫から守られる区域の割合  
【約58% (H14)→約62% (H19)】
- ・床上浸水を緊急に解消すべき戸数  
【約9万戸 (H14)→約6万戸 (H19)】
- ・流下能力不足橋梁数  
【4,200橋 (H14)→3,500橋 (H18)】
- ・ハザードマップ認知率 (洪水)  
【6% (H14)→70% (H18)】  
(ハザードマップ作成支援率  
【71% (H14)→100% (H18)】)
- ・地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の解消  
【約13,000ha (H14)→約10,000ha (H19)】

- 「情報」、「土地利用」、「防災施設」が一体となった安全な地域づくりへの転換

市街地の拡大、都市空間の高度利用等により、災害危険箇所の増加、地下街利用の増加など、平成15



安全な地域づくりの概念図

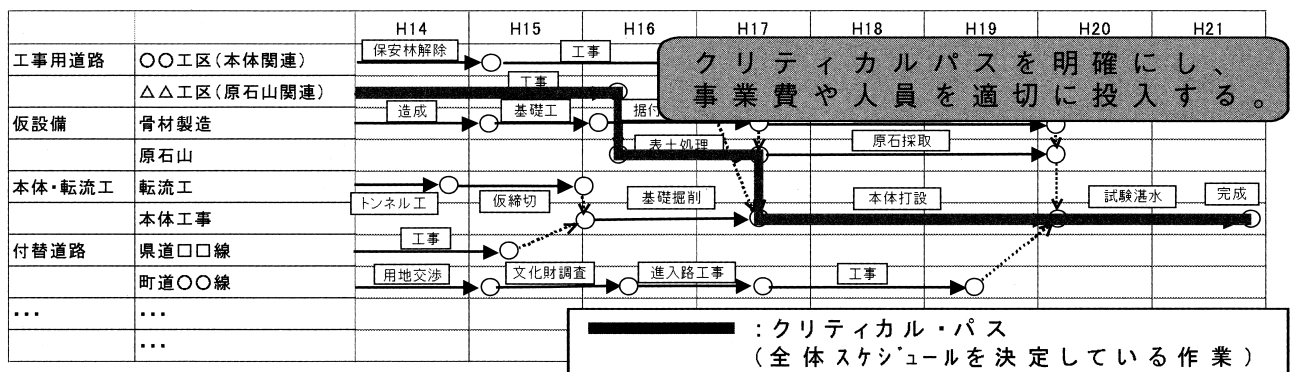
年の九州等における災害のように、防災施設整備だけでは対応が追いつかない事態が発生している。

このため、このような災害に対して、特に「命を守る」ための緊急的な対応が必要になってきている。

短気集中型事業の展開等による重点的な防災基盤整備を図りつつ、特定都市河川浸水被害対策法を踏まえ、日頃からの危険に対する周知、的確な避難のための徹底した情報伝達、情報の共有化等、自助、共助、公助のバランスのとれた対策を実施する。

・短気集中型事業等の充実

従来から年限を設けて重点的に投資している河川激甚災害対策特別緊急事業等に加え、平成15年度から治水上の緊急性・必要性が高く、年限を区切って重点的に実施する事業について、その事業区間・期間等を公表したところであるが、一層の充実を図るため、本体打設中のダム事業等について工程管理を徹底するとともに、予定工程の公表を進める。

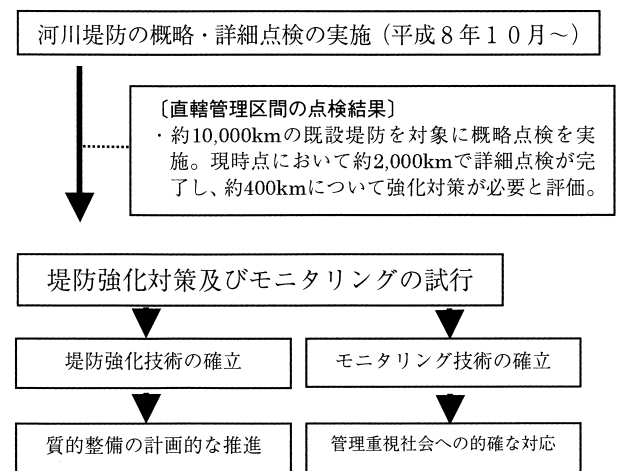


- 河川事業と下水道事業の連携による雨水対策の推進

社会資本整備重点計画の策定や特定都市河川浸水被害対策法の制定等を踏まえ、同法に基づく流域水害対策計画の策定を推進するとともに、河川管理者、下水道管理者が連携して、雨水貯留浸透施設の整備等の雨水対策を推進する。

- 質・量バランスの取れた堤防整備の推進

堤防は、長大かつ歴史的経緯の中で築堤された土構造物のため、内部構造等不明確な部分が多く、構造的信頼性が必ずしも高いとは言えない。このため、これまでの高さや幅等の量的整備に加え、今後、既設堤防の強化対策等質的整備を計画的に図ることで、質・量バランスの取れた堤防整備を推進する。





○土砂災害対策

<関連するアウトカム指標>

- 土砂災害から保全される戸数  
【約120万戸(H14)→約140万戸(H19)】
- 土砂災害から保全される災害弱者関連施設数  
【約3,100施設(H14)→約4,100施設(H19)】
- ハザードマップ認知率(火山)  
【61%(H14)→76%(H18)】  
(火山災害予想区域図提供率  
【81%(H14)→100%(H18)】)

• 短気集中型事業への重点化による激甚災害、災害頻発地域等の緊急防災対策

近年大きな災害を受けた地域等において再度災害の防止を図るため、砂防事業の重点投資を行う。

• 避難路の保全対策の重点化

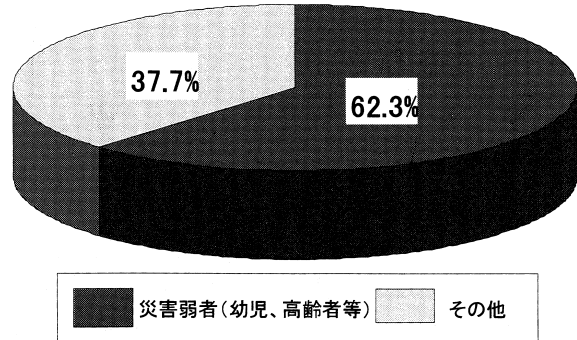
東海、東南海・南海地震により土砂災害が発生する可能性のある箇所のうち、保全対象に津波等からの避難路(市町村地域防災計画上の避難路)を含む箇所について、重点的・集中的に投資し、平成20年度末を目処に概ね5年で整備する。

• 災害弱者対策の推進

厚生省(現:厚生労働省)、文部省(現:文部科学省)等と実施した緊急点検結果等に基づき、土砂災害の犠牲者となりやすい自力避難が困難な災害弱者に関連した老人福祉施設等の災害弱者関連施設に

係る土砂災害防止施設の整備を重点的に行う。

また、自力避難が困難な災害弱者が24時間入居している施設のうち、特に土砂災害のおそれの高い箇所を平成15年度より概ね5年で整備する。



土砂災害による死者・行方不明者に占める災害弱者の割合

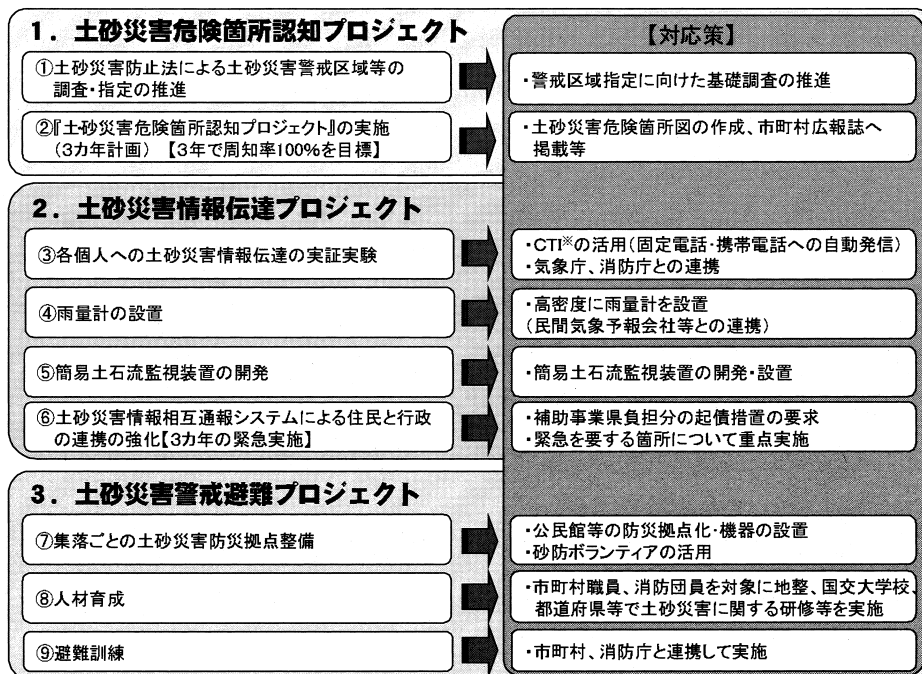
【過去5年(H10~H14)】

• 重要交通網の対策

土砂災害による広域的な物流の遮断等、社会経済的に極めて重大な被害の発生を防止するため、都市部周辺の国道・鉄道等の重要交通網や地域間交流、災害時の緊急輸送に不可欠な幹線道路等の物流ネットワークを保全する土砂災害防止施設の整備を推進する。

• 土砂災害対策3つの緊急プロジェクト

平成15年7月に発生した九州地方を中心とする梅



※電話やFAXをコンピュータに融合させる技術。この技術により、電話での通報情報を自動的に記録する等、各種情報を統合的に管理・利用することが可能となる。



雨前線豪雨により、熊本県水俣市などでは大規模土石流等が発生し、土砂災害による死者が23名を数える大災害となった。この災害を契機に、危険箇所の認知や気象・土砂災害情報の伝達の整備・強化、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域等の調査・指定のさらなる推進を図る。

#### ・土砂災害警戒情報に関する伝達の推進

地方自治体の防災活動や住民のより迅速・適切な警戒避難行動等により、土砂災害による人的被害の最小化を図るため、河川局、気象庁、総務省消防庁が連携して、地方自治体や地域住民等に土砂災害の警戒に関する情報を提供する。

#### ・ハザードマップの整備

整備水準を上回る災害の発生時に出来るだけ被害を減じるとともに、あらかじめ災害の発生に備えるために、被害想定区域や避難経路などを示す土砂災害、火山ハザードマップの作成支援等を促進する。特に、火山については、時々刻々と変化する火山減少に応じて、影響範囲等をGIS上でリアルタイムに予測する『リアルタイムハザードマップ』の整備を推進する。

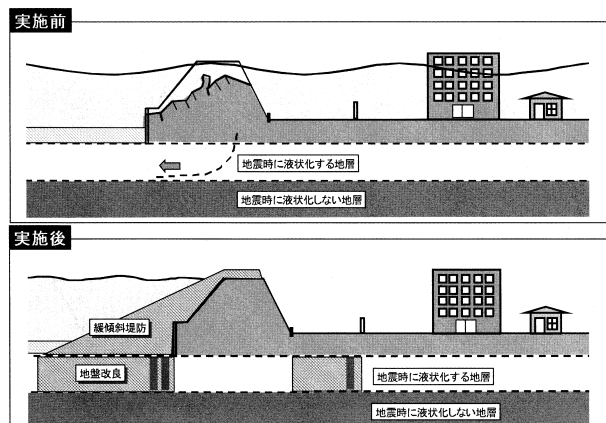
#### ○海岸保全対策

##### <関連するアウトカム指標>

- ・津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積  
【約15万ha(H14)→約10万ha(H19)】
- ・地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の解消  
【約13,000ha(H14)→約10,000ha(H19)】

#### ・東南海・南海、東海地震等大規模地震防災対策の推進

東南海・南海、東海地震に代表される大規模地震



対策として、津波堤防、避難路の整備等の津波対策を推進する。

#### ・海岸保全施設の耐震対策

東南海・南海、東海地震等による被害が予想される地域等を中心に、施設管理者が統一的に目標を定め、計画的かつ重点的に耐震対策を推進する。

#### ○生活環境整備

##### <関連するアウトカム指標>

- ・都市空間形成河川整備率  
【34%(H14)→40%(H18)】
- ・人々が海辺に親しむことのできる海岸の延長  
【6,700km(H14)→6,800km(H19)】
- ・都市域における水と緑の公的空間確保量  
【12.1㎡/人(H14)→13.1㎡/人(H19)】
- ・河川の流量不足解消指数  
【55%(H14)→61%(H18)】
- ・河川における汚濁負荷削減率  
【H19までに13%を削減】
- ・自然体験活動拠点数  
【218箇所(H12)→300箇所(H18)】
- ・地域に開かれたダム、ダム湖活用者数  
【499万人(H12)→621万人(H18)】

#### ・水辺都市の再生

水辺環境が著しく劣悪な市街地等において、貴重なオープンスペースである河川を本来の川らしい姿に再生するとともに、市街地整備等のまちづくりと一体となった河川整備を推進することにより、安全で良好な水辺環境を創出し、都市の魅力を向上させる。

#### ・海辺に親しめる海浜空間の形成

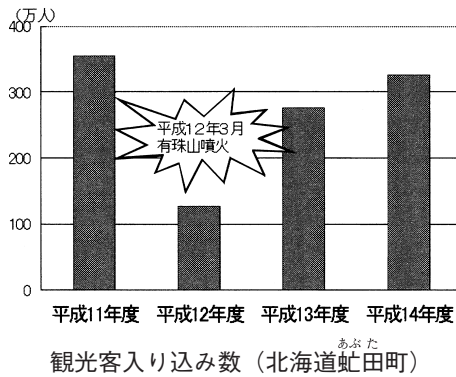
豊かな自然と多様な機能を有する沿岸域において、海浜の特性、地域の特性を十分活かした施設の整備を行うことにより、地域住民が海と親しみ、また、集い憩える海浜空間を形成するため、『コースタル・コミュニティ・ゾーン(C.C.Z)』の整備を推進する。

#### ・都市山麓グリーンベルト

山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境としての一連の樹林帯の形成を推進する。これにより市街地周辺への無秩序な市街化防止や都市周辺に広がる緑のビオトープ空間の創出を図る。

#### ・観光進行に資する砂防事業の展開

水辺や活火山等の自然観光資源を活かすための周



辺整備、地域の産業や自然を活用した体験型観光等により、地域の創意と工夫にあふれ国民のニーズの多様化に応える魅力ある観光交流空間づくりを支援する。

・安全でおいしい水の確保

水質汚濁が進行し水道の水源となっている河川や湖沼において、河川の直接浄化施設の設置及び底泥浚渫等を実施し、また富栄養化等により水質汚濁が著しいダムにおいて、曝気等による貯水池の水質保全対策及び貯水池周辺の流入河川対策を実施することにより、水道水源となっている河川や湖沼の水質を改善し、安全でおいしい水の確保を図る。

○自然環境保全・整備

<関連するアウトカム指標>

- ・失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合  
【H19までに約2割再生】
- ・失われた湿地や干潟のうち、回復可能な湿地や干潟の中で再生したものの割合  
【H19までに約3割再生】

・自然共生型事業の推進

生物の良好な生息・生育環境を有する河川・里山・海岸環境等を保全・再生するため、湿地、干潟の再生や魚がすみやすい川づくり等の自然環境の再生を目的とした事業を実施するとともに、自然環境に配慮した多自然型川づくり、既設ダムの容量の活用等による平常時の河川水量の確保、山腹工を主体とした里地・里山の保全などの多様な自然共生型の河川、ダム、砂防、海岸事業を推進する。

・河川・湖沼の水環境の改善

水質汚濁の進んだ河川や湖沼において、河川の直接浄化施設の設置、浄化用水の導入や底泥の浚渫を実施することにより、良好な水環境を取り戻し、親しめる水辺空間の創出を図る。これらの事業の推進

にあたり、地方公共団体や下水道管理者等と連携して『清流ルネッサンスⅡ』など流域と一体となって取り組むことにより、さらなる水環境の改善を図る。

・リサイクル・リユースの推進

流木や間伐材、土木工事から発生する建設発生土、コンクリート殻、ダム貯水池の堆積土砂等を建設資材として積極的に活用することにより、環境負荷の少ない河川、砂防、海岸事業等を推進する。また、河川やダムに漂流する流木のリサイクルを推進する。

4) 時代のニーズに応じた補助事業への転換

奨励的補助金の一層の削減等とともに、統合補助金の拡充等以下の施策を行い、時代のニーズに応じた補助事業への転換を図る。

○一級河川、二級河川の各統合補助金の統合

統合一級河川整備事業及び統合二級河川整備事業を統合し、事業主体である都府県の裁量性を更に高めるとともに、事務手続きのより一層の簡素化を図る。

○準用河川改修事業の統合補助金化

準用河川改修事業を統合補助金化し、事業主体である市町村の裁量性の拡大と事務手続きの簡素化を図る。

○採択下限値の引上げ等

- ・河川修繕費補助、砂防設備修繕費補助及び地すべり防止施設修繕費補助  
：5,000万円以上→6,000万円以上（あわせて採択上限値を廃止）
- ・補修統合補助事業（海岸事業、都道府県）  
：4,000万円以上→4,500万円以上
- ・高潮対策・侵食対策・公有地造成護岸等整備統合補助事業（市町村）  
：6,000万円以上→7,000万円以上
- ・海岸環境整備事業：8,000万円以上→8,500万円以上

○少額補助金の新規採択の廃止

河川改修費補助の耐水型地域整備事業及び砂防環境整備事業費補助の新規採択を廃止する。

以上の措置に加え、事業の重点化により国庫補助負担金を縮減。

地方公共団体向け国庫補助負担金の縮減額

：約344億円（△7.1%）

（河川等関連公共施設整備促進事業、住宅地地盤特定治水施設等整備事業及び下水道関連特定

治水施設整備事業を含み、災害復旧関係事業は除く。)

## (2) 新たな要請等への対応

### ○新規箇所等

#### ・天竜川ダム再編

事業主体：中部地方整備局

事業の概要：天竜川水系において、既存ストックである利水専用のダムの堆砂対策を実施し、洪水調節容量確保による治水安全度の向上を図ることを目的とした直轄河川総合開発事業の実施計画調査に着手する。恒久堆砂対策の実施により、土砂移動の連続性確保にも寄与する。

#### ・儀間川総合開発

事業主体：沖縄県

事業の概要：儀間川水系儀間川と謝名堂川水系謝名堂川の洪水調節、流水の正常な機能の維持及び久米島町への水道用水の供給を目的とした補助多目的ダム事業を建設移行する。

#### ・由比地区地すべり対策事業調査

事業主体：中部地方整備局

事業の概要：日本の大動脈（東名高速道路・国道1号・JR東海道本線及び情報通信網等）が集中している静岡県庵原郡由比地区において、豪雨や東海地震等により大規模な地すべりが発生するおそれがあることに鑑み、当該地区の地すべり地域の実態等を把握するため、直轄地すべり対策事業調査に新規着手する。

#### ・石川海岸延伸

事業主体：北陸地方整備局

事業の概要：直轄石川海岸を延伸し、近年著しい侵食に見舞われ、これに伴う護岸等の被災が頻発し早急な対策が必要な小松海岸・片山津海岸のうち、特に侵食が著しい区間を新たに直轄施工区間とする。

### ○ユネスコセンターの設立準備

～国際的研究拠点の整備と流域治水技術に関する研究体制の充実～

第3回世界水フォーラムを受け、我が国の研究蓄積を活かしさらなる国際貢献を推進するため、独立行政法人土木研究所において水災害とリスクマネジメントに関する国際的な研究・研修・情報拠点の機能を有するユネスコセンターの設立に向けた準備活動を行う。これと併せて、河川分野と都市・下水道分野等との緊密な連携を図り、実効性のある研究体制を構築することにより、都市部で頻発する浸水被害を防止するため流域治水技術の研究体制の充実を図ることとしており、相乗効果を発揮すべく、準備段階から両者を一体的に推進する。

### ○3D電子地図による国土保全の推進

頻発する豪雨水害・土砂災害をはじめ、東海地震等による津波災害等に対する効率的な事業計画の立案や避難警戒システム等の構築を推進するため、河川流域、海岸域等の標高を把握する「3D電子地図」を構築する。そのため、河川流域、海岸域等において、航空レーザー測量技術により、高密度かつ高精度（誤差十数cm）な標高データの迅速な把握を行い、

- ・流域の特徴に合致したバランスの図られた戦略的な治水計画の立案
- ・東海地震等による津波に備えたきめ細かな浸水シミュレーション等

を推進する。

### ○地震・高潮等対策河川事業の創設

大規模地震やこれに起因する津波への対策が急がれる昨今の情勢を踏まえ、指定区間内の一級河川及び二級河川について、緊急かつ計画的に地震・津波対策に取り組むため、低地対策河川事業に津波対策を事業対象として加えた上で再編し、地震・高潮等対策河川事業を創設する。

### ○災害弱者対策事業（海岸）の創設

子ども、高齢者、障害者等災害弱者の海岸利用の促進を図るとともに、災害弱者を津波・高潮等の海岸災害から守るため、ハード・ソフトが一体となった総合的な海岸防災対策の推進を目的として、津波・高潮等の災害の危険性が高く、防護区域内に災害弱者関連施設を有する海岸のうち、地域の防災計画との整合が図られ、ハザードマップ等のソフト施策との連携が図られる海岸を対象とし、以下の整備を推進する（高潮対策、侵食対策については、災害弱者関連施設の利用者を勘案して防護人口を算定できるものとする）。

- ① 災害弱者が容易に利用できる緩傾斜堤の整備や既存施設のバリアフリー化



## ② 安全情報伝達施設の整備

## ③ 避難用通路を兼用した管理用通路の整備

## ○総合的な津波・高潮災害対策の強化事業の拡充

津波・高潮災害対策について一層の効率的実施を図るため、既存の対策事業を統合するとともに、ハード・ソフトが一体となった総合的な取り組みを推進することにより、海岸背後に生活する住民等の安全・安心を確保することを目的として、大規模な津波・高潮災害が予測される地域において、地域の防災計画や、ハザードマップなどのソフト施策との連携を図りながら次の施策を実施する。

## ① 堤防・護岸等の整備の推進

- ・堤防・護岸等の整備（嵩上げ、耐震化・液状化対策等）
- ・避難用通路を兼用した管理用通路の整備（緊急時の対応にも活用できる管理用通路の整備を含む）（拡充）

## ② 水門・陸閘等の整備の推進

- ・ゲートの電動化、津波・高潮防災ステーションの整備（水門・陸閘等の遠隔操作化、潮位計等の観測機器の設置）

## ③ 安全情報伝達施設の整備

## ○いきいき・海の子・浜づくりの拡充

文部科学省と連携して、青少年が安全に自然・社会・スポーツ活動を実現できる海岸の形成を図り、ハード・ソフト対策を一体的に計画・推進することにより、海浜における自然・社会教育活動並びに都市と農漁村における交流の一層の推進に資することを目的とし、学校教育や社会教育における体験活動の一環として、海岸の積極的な活用が図られるよう文部科学省が推進している豊かな体験活動推進事業、青少年長期自然体験活動推進事業等と連携して行う以下の整備に、安全情報伝達施設の整備を追加する。

## ① 緩傾斜堤やスロープの設置等利用及び避難しやすい海岸づくりのための施設整備

## ② 人工磯の設置や潜堤・人工リーフ等による良

質な自然・景観を有する静穏海域の形成など、自然体験の場を創出するための施設整備

## ○沖ノ鳥島管理の高度化

沖ノ鳥島は、我が国の国土面積を上回る、約40万km<sup>2</sup>の排他的経済水域を有する極めて重要な島である。

しかしながら、現在、管理者が常時入手できる情報は、一定時間毎の低精度の静止画像のみであるため、一般的な海岸で実施している海岸巡視や高波浪後の点検等の業務が行えないほか、不測の事態において、必要な対応が行えない状況である。

このため、国土保全上重要である沖ノ鳥島において、高精度かつ高頻度で撮影可能なCCTVカメラ等、高度な遠隔監視システムを導入することにより、沖ノ鳥島管理の高度化を図るとともに不測の事態に対する迅速な初期対応を可能とするものである。

## ○海域浄化対策事業の拡充

放置座礁船により、海岸保全施設、海岸環境への悪影響が懸念されるとともに、船舶所有者等に代わって船舶の撤去を行う地方公共団体の負担が社会問題化している。

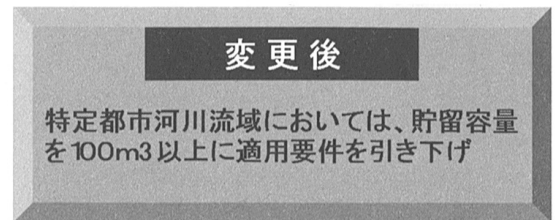
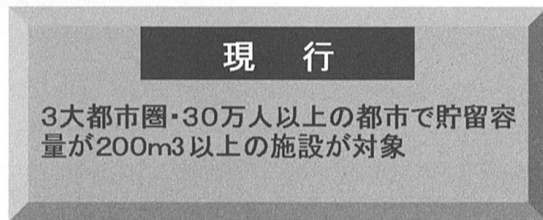
そのため、放置座礁船の撤去により、海岸保全施設の機能の確保、海岸環境の保全と公衆の海岸の適正な利用を図るため、海域浄化対策事業の拡充を行う。

## ○税制及び政策金融関係

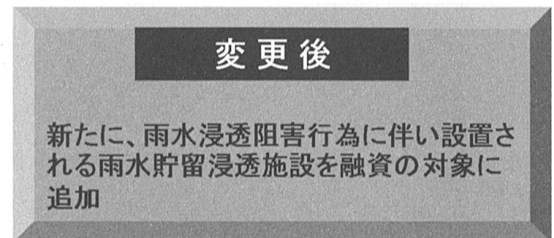
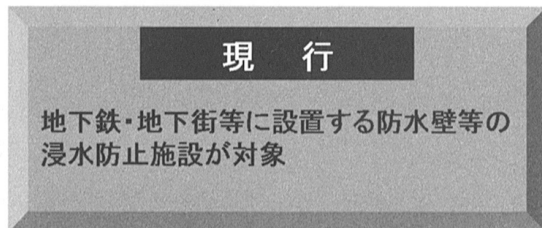
## ・特定都市河川浸水被害対策推進のための税制上の措置・低利融資制度の創設及び拡充

特定都市河川流域内における雨水貯留浸透施設の設置を促進するため、割増償却制度（所得税・法人税）の適用要件を緩和するとともに、特定都市河川浸水被害対策法第9条に規定する雨水浸透阻害行為の許可に係る雨水貯留浸透施設については、日本政策投資銀行の低利融資の対象に付加する。また、雨水貯留浸透施設の適切な管理に資するため、施設の公益性に鑑み、固定資産税・都市計画税の特例措置を創設する。

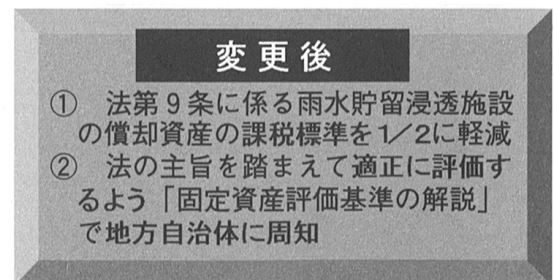
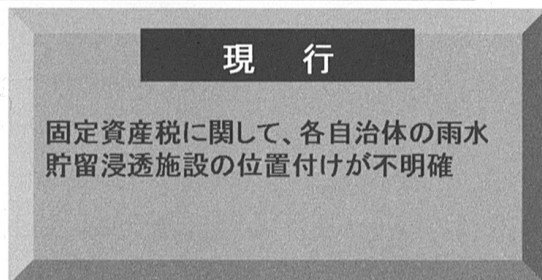
## 割増償却制度の拡充



## 政策金融の対象を拡充



## 固定資産税等の特例措置の創設



- 土砂災害の発生のおそれがある区域からの移転促進のための税制の創設（不動産取得税）  
土砂災害防止法の特別警戒区域内にある住宅の移転を推進するため、移転補助を受けて当該区域

外に新たに取得する住宅又は住宅用地については、不動産取得税の課税標準を5分の1控除する特例措置を創出する。

(3) ダム事業改革の取り組み

ダム事業については、社会経済情勢の変化等に伴う事業を巡る批判や新たなニーズに積極的に応える

べく、事業マネジメントの徹底・透明性の確保、コスト削減の徹底、環境への配慮、既存ダムの活用等の取り組みを通じて、ダム事業改革を推進する。

時代の要請や批判に応えたダム事業改革

ダム事業に対する批判

計画内容・事業費・工期等に関する批判

- ・治水の必要性や利水の需要見込みに対する疑問・不信
- ・事業途中における大幅な事業費の増大、工期の延長
- ・事業費・工期等の期限ぎりぎり突然の変更

自然環境・社会環境を悪化させるとの批判

- ・希少動植物の生息・生育環境の改変
- ・富栄養化、濁水、冷温水の問題
- ・土砂供給の遮断による海浜の減退等

社会経済情勢の変化

- ・納税者及び利水者のコスト意識の高まり
- ・国民の環境意識の高まり
- ・国・地方の財政状況の悪化
- ・水需要の伸びの鈍化

ダム事業改革 3つの視点

事業マネジメントの徹底・透明性の確保

- 事業費、工期等の適切な見直しと事業の節目等における事業評価の厳格な実施 (H16より)
- 工程・コスト管理の徹底及び予定工程等の公表 (H16より)
- ダム計画及び代替案検討における住民意見の反映

計画・設計・施工等あらゆる段階でのコスト削減

- (H16予算における削減額：直轄・水機構事業において事業費約105億円(約4%))
- 構造令の適用除外規定を活用した新形式ダム(H14より)
- 現地状況に応じた柔軟な事業内容の見直し(大洪水時に一時的に水没を容認する付替道路等)

社会のニーズ・批判に応える取り組み

- 環境影響の評価及び保全措置等の適切な実施
- ダムの新設に代えて、既存ダムを活用する様々な工夫



## (4) コスト構造改革の推進

これまで取り組んできた直接的な工事コストの縮減等に加え、平成15年3月に策定された「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」に基づき、事業のスピードアップ、設計の最適化、調達の最適化をポイントとした公共事業のすべてのプロセスを

例外なく見直す「コスト構造改革」に取り組んでおり、事業のスピードアップによる事業便益の早期発現や将来の維持管理費の縮減等、総合的なコスト縮減をより一層推進し、平成15年度から5年間で、平成14年度と比較して15%の総合コスト縮減率を達成する。

## &lt;コスト構造改革への取り組み事例&gt;

区 分	事 例	総合コスト縮減効果
事業の重点化・集中化	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川、砂防、海岸事業において、事業期間、区間を設定、公表し、重点投資を行う短期集中型事業の導入により治水効果の早期発現を図る。</li> </ul>	(モデルケースによる試算例) <ul style="list-style-type: none"> <li>従来10年間の工期を要する放水路事業に対し、5年間の工期短縮により約11億円のコスト縮減効果。</li> </ul> ※事業便益の早期発現効果を費用便益分析に基づくB/Cで除することにより、コスト縮減額に換算。(公共事業コスト構造改革フォローアップ実施要領により)
計画・設計の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として貯水地標高以上とすべき付替道路について、将来の利用状況等を勘案し、道路管理者との協議により、水没による一時通行止めを容認したルート(常時満水位以上サーチャージ水位以下)に変更する。</li> <li>新工法(CSG)と台形形式の採用(台形CSGダム)により、低品質の材料の利用を可能にするとともに、施工設備の簡素化及び急速施工の実施を可能にする。</li> <li>グラウチング(ダム基礎地盤の遮水性の改良)実績に基づいた合理化を行うために、グラウチング技術指針を見直し、コスト縮減を図る。</li> <li>人口リーフの技術的な指針について、性能規定の考え方を取り入れた見直しを行うことにより、コスト縮減を図るとともに、既設の消波ブロック等のリサイクルを推進し、景観的にも良好な海岸づくりを推進する。</li> </ul>	(モデルケースによる試算例) <ul style="list-style-type: none"> <li>現林道ルートを活用すること等により 約30億円→18億円(約40%コスト縮減)</li> </ul> (モデルケースによる試算例) <ul style="list-style-type: none"> <li>低品質の材料を採用することにより材料入手が容易となる。 約200億円→約150億円(約25%コスト縮減)</li> </ul> (モデルケースによる試算例) <ul style="list-style-type: none"> <li>旧指針 約19.8億円→新指針 約17.4億円(約12%コスト縮減)</li> </ul> (モデルケースによる試算例) <ul style="list-style-type: none"> <li>不透過ブロックで全面を覆い施工されていた人工リーフについて、陸側を不透過ブロックに代えて、他で不要となった消波ブロックをリサイクルすることにより 従来構造 1基あたり 約7.6億円→見直し後の構造 1基あたり 約5.9億円(約20%コスト縮減)</li> </ul>
管理の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>既設ダムに排砂バイパス(トンネル)を設置することにより、ダム下流環境の保全及び維持管理費のコスト縮減を図る。</li> </ul>	(モデルケースによる試算例) <ul style="list-style-type: none"> <li>排砂バイパスを設置しなかった場合 堆砂土砂浚渫費用 314億円</li> <li>→排砂バイパスを設置した場合 排砂バイパス設置+維持管理費等 221億円(約30%コスト縮減)</li> </ul> ※既設ダムの法定耐用年数の残年数45年で算定。
工事コストの低減	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場発生土を活用する砂防ソイルセメントを採用することにより工事コスト縮減を図る。</li> </ul>	(代表事例による堰堤の工事費の縮減額) <ul style="list-style-type: none"> <li>従来工法 約2億円</li> <li>→砂防ソイルセメント適用 約1.6億円(約20%コスト縮減)</li> </ul>

(5) 政策群の取り組み

政策目標の実現に向け、制度改革、規制改革等と予算措置を組み合わせ、民間活力を最大限に引き出すため、府省の枠を超えた連携の下で、河川局では以下の「政策群」に取り組む。

○災害等緊急事態対応の強化

水防団（消防団等）の緊急時の円滑な活動に資する河川防災ステーションの整備及び水防団（消防団等）の的確な活動を支援する河川状況監視システムの整備等に係る予算を計上。

○緑豊かで良好な景観の形成

河川沿いの木造密集市街地など、治水・都市防災の観点から整備の必要性の高い既成市街地を安全・安心な水辺都市に転換し、良好な市街地を形成するため、市街地整備と高規格堤防整備を一体として行う水辺都市再生等、都市における水辺環境の整備等に係る予算を計上。

○都市と農山漁村の共生・対流の推進

ダム及びダム湖周辺の施設の年間利用者数を増加させるためのダムを活かした水源地域の活性化に資する事業等、水辺等の自然観光資源を活かすための周辺環境整備に係る予算を計上。

3. 災害復旧関係事業の推進

頻発する水害、土砂災害に対し早期の民生安定化を図るため、被災した公共土木施設の災害復旧事業、改良復旧事業を引き続き推進する。

○頻発する災害

平成15年においては、1月から3月にかけて東北、北陸、中国地方を中心に被害をもたらした冬期風浪、5月26日に発生した宮城県沖を震源とする地震、5

月下旬から6月上旬にかけての台風第4号、7月中旬の梅雨前線豪雨および7月26日に発生した宮城県北部を震源とする地震、8月上旬の台風第10号、9月26日に発生した平成15年（2003年）十勝沖地震など、全国各地で大きな被害が発生している。

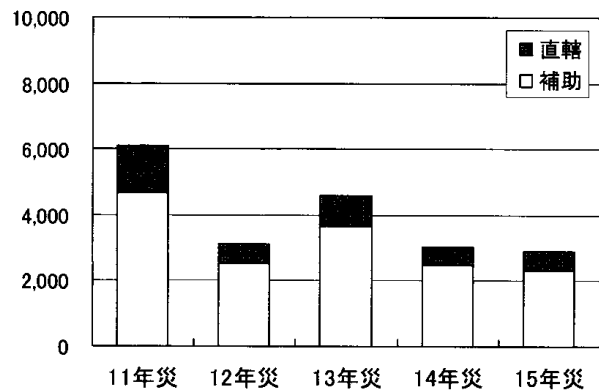
平成15年発生災害にかかる国土交通省所管公共土木施設の被害は、1月15日現在、直轄で620億円（226箇所）、補助で2,283億円（15,608箇所）、合計2,903億円（15,834箇所）が報告されている。

○災害復旧事業、改良復旧事業の実施

洪水、地震、火山噴火等により被災を受けた河川、道路、海岸、砂防設備等の公共土木施設について、被災原因の除去、再度災害防止の観点から災害復旧事業、改良復旧事業を実施し、被災地域の早期復興、民生の安定化を図る。

特に、早急な対応策が必要な箇所については応急復旧制度を適用するなど、災害復旧制度を最大限に活用し、的確かつ効果的な復旧を推進する。また、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」等に基づき、自然環境の保全に配慮した事業を推進する。

国土交通省所管公共土木施設被害報告額



第2 行政部費

新規事項

1. 都市水害対策推進方策検討

近年多発する都市部の河川流域における浸水被害に対処するため制定された「特定都市河川浸水被害対策法」の適切な運用を図るため、都市洪水想定区域及び都市浸水想定区域の指定・公表、ハザードマップの作成に資する外水・内水浸水シミュレーションの構築並びに防災調整池の機能向上に関する

ガイドラインの作成等を行う。

2. 災害復旧支援のための災害復旧関係事業データベースシステム開発
3. 海岸観光利用の促進に資する海岸管理手法の検討
4. 大規模地震・津波等による被害軽減のための検討
5. 国連防災世界会議の開催

### 第3 事業の客観性・透明性確保に向けた取り組み

#### 政策評価及び個別公共事業の評価について

平成14年4月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(行政評価法)が施行され、法律上の明確な枠組みに基づいて政策評価を実施。また、同法に基づき、国土交通省政策評価基本計画を策定し、

##### ① 政策アセスメント(事前評価)

新規施策について、必要性・効率性・有効性を厳しくチェックした上で施策を企画立案

##### ② 政策チェックアップ(業績測定)

国民の目から見てより分かりやすいものとなるよう、成果(アウトカム)で政策を評価

##### ③ 政策レビュー(プログラム評価)

国民の関心の高いテーマ等を選定し、政策の見直し、改善につながる総合的な分析・評価を実施の3つの評価によるマネジメントサイクルを確立。

また、個別公共事業の実施においては、新規事業採択時評価、再評価について、同基本計画に基づき実施。

#### (1) 政策アセスメント(事前評価)の概要

新規・拡充施策等について、必要性・効率性・有効性の観点から厳しくチェックし、真に必要な施策を企画立案。例えば必要性の観点からは、目標と現状の乖離の把握や、その原因分析・課題の特定を行い、具体的施策を提案。

#### 平成16年度事前評価対象施策(河川局関係)

施 策 名	施 策 概 要
都市再生などに資する河川敷地占有許可の弾力化	都市再生等を促進する観点から、オープンカフェ、売店等の施設の設置など、より地域の要望に応じた河川敷地の多様な利用が可能となるよう河川敷地占有許可の弾力化を図る。
特定都市河川流域における浸水被害対策の総合的な推進に係る税制の改正及び融資制度の改正	特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設の設置を促進するため、法人税等の割増償却制度の適用要件を緩和し、義務付けに係る施設については、日本政策投資銀行の低利融資の対象とする。また雨水貯留浸透施設の適切な管理のため、固定資産税等の特例措置を創設する。
低地対策河川事業費補助再編による大規模地震対応の推進	低地対策河川事業費補助の事業内容に東南海・南海、東海地震等大規模地震の発生が懸念される地域等における津波対策を追加し、現行制度の耐震対策と併せて、補助河川における地震・津波対策についても計画的かつ効果的に取り組むための制度を整備する。
土砂災害の発生のおそれがある区域からの移転促進のための税制の創設	土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域内にある住宅の移転を促進するため、移転補助を受けて区域外に新たに住宅又は住宅用地を取得する場合の不動産取得税の特例措置を創設する。
放置座礁船対策の推進	放置座礁船の撤去により、海岸保全施設の機能の確保、海岸環境の保全と公衆の海岸の適正な利用を図るため、海域浄化対策事業の拡充を行う。
総合的な津波・高潮災害対策の強化事業の拡充	津波・高潮対策に関する既存事業を統合し、事業主体である海岸管理者の事務手続きの一層の簡素化を図るとともに、緊急時の対応にも活用できる管理用通路の整備を加え、「総合的な津波・高潮災害対策の強化事業」を拡充する。
海岸事業における災害弱者対策の推進	災害弱者を津波・高潮等の海岸災害から防護するため、病院等の災害弱者関連施設の利用者を勘察した事業の採択要件にするとともに、安全情報伝達施設の整備や既存施設のバリアフリー化を推進する「災害弱者対策事業」を創設する。
「いきいき・海の子・浜づくり」の拡充	文部科学省が推進している豊かな体験活動推進事業、青少年長期自然体験活動推進事業等と連携して実施している「いきいき・海の子・浜づくり」を拡充し、安全情報伝達施設の整備を追加する。

#### (2) 政策チェックアップ(業績測定)の概要

毎年度末を目途に、事業実施により国民等にどのような効果をもたらされるのかをできるだけ直接的に表す業績指標(アウトカム指標)の測定を行い、指標と施策に関わる現状を分析することにより、成

果の進捗状況、課題や今後の方向性等を評価し、その結果を予算概算要求などに反映。

#### (3) 政策レビュー(プログラム評価)の概要

既存施策について、国民の関心の高さ、政策課題として重要度等の観点からテーマを選定。第三者か



ら助言等を求めながら、総合的で掘り下げた分析・評価を実施し、今後の政策の見直し、改善につなげ

政策レビュー実施のテーマ（河川局関係）

テ ー マ	概 要
流域と一体となった総合治水対策 (H14～H15)	都市化の著しい河川において、保水・遊水機能の確保等の流域対策と河川事業を重点的に実施している総合治水対策について、施策の効果・課題等について総合的に評価。(平成15年度とりまとめ予定) 【関係局等：都市・地域整備局、下水道部】
流域の水環境改善 (H14～H15)	河川における浚渫・浄化や、下水道の整備など、水環境改善への取り組みについて、総合的に評価。(平成15年度とりまとめ予定) 【関係局等：下水道部】
火山噴火への対応策 (H14～H15)	火山噴火による災害の防止・軽減のために実施する施策のうち、気象庁から発表される火山情報の提供、火山ハザードマップの作成・公表等の施策について評価。(平成15年度とりまとめ予定) 【関係局等：気象庁】

(4) 個別公共事業の評価

平成16年度においても、引き続き河川局所管事業について新規事業採択時評価や再評価等を実施し、公共事業の効率的な執行及び事業実施における客観性・透明性を確保。

① 新規事業採択時評価

「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき、以下のいずれかに該当する事業について新規事業採択時評価を実施。

- ① 事業費を新たに予算化しようとする事業
- ② ダム事業の実施計画調査費を新たに予算化しようとする事業

② 再評価

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づき、以下のいずれかに該当する事業について再評価を実施。

- ① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業
- ③ ダム事業の実施計画調査費が予算化後5年

間が経過している事業

- ④ 再評価実施後5年間が経過している事業
- ⑤ 社会的状況の急激な変化、技術革新等により再評価実施主体等が再評価の必要があると判断した事業

③ 事後評価

「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領」に基づき、平成15年度より本格実施。

④ 評価結果等の公表

原則として、年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後、評価結果等についてインターネット等を通じて公表。ただし、個別箇所です予算内示をされる事業（ダム事業）については、概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に公表。

(詳細については、<http://www.mlit.go.jp/river/gaiyou/hyouka/index.html> 参照)

なお、上記①～③に係る評価に当たっては、費用対効果分析を含む総合的な評価を行い、費用対効果分析については、「治水経済効果マニュアル（案）」等に基づき実施。

## ⑤ ダム事業の評価結果等

## Ⅰ. 新規事業採択時評価

## ○新規

## 【直轄・公団事業】

事業名 事業主体	水系名 河川名	位置	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B/C
				総便益 (億円)	便益の主な根拠		
天竜川ダム再編事業 中部地方整備局	天竜川水系 天竜川	静岡県磐田郡佐久間町 愛知県北設楽郡豊根村	730	6,426	浸水戸数：123,000戸 浸水農地面積：9,500ha	657	9.8

## ○事業段階の移行に伴うもの

## 【補助事業】

事業名 事業主体	水系名 河川名	位置	総事業費 (億円)	便益 (B)		費用 (C) (億円)	B/C
				総便益 (億円)	便益の主な根拠		
儀間川総合開発事業 沖縄県	儀間川水系 儀間川 謝名堂川水系 謝名堂川	沖縄県島尻郡久米島町	130	194	浸水戸数：555戸 浸水農地面積：110ha	110	1.8

## Ⅱ. 再評価

## ○再評価実施状況

事業区分		再評価実施箇所数						再評価結果			
		5年 未着工	10年 継続中	準備計 画5年	再々 評価	その他	計	継続		中止	評 価 手続中
								うち見直し継続			
ダム事業	直轄・機構事業	0	2	0	33	2	37	34	0	3	0
	補助事業等	0	1	0	45	2	48	41	0	4	3

※1 平成16年度概算要求に向けた再評価において、既に実施した40事業（うち中止3事業）を含む。

※2 再評価対象基準

5年未着工：事業採択後一定期間（5年間）が経過した時点で未着工の事業

10年継続中：事業採択後長期間（10年間）が経過した時点で継続中の事業

準備計画5年：準備・計画段階で一定期間（5年間）が経過している事業

再々評価：再評価実施後一定期間（5又は10年間）が経過している事業

その他：社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

## 平成16年度治水課関係予算の事業別内訳

## 1. 河川事業

## ① 予算額

(単位：百万円)

区 分	平成16年度 (A)		前 年 度 (B)		倍 率 (A/B)	
	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費
直轄河川改修	260,416	191,788	281,898	206,959	0.92	0.93
一般河川改修	188,300	142,313	201,286	151,797	0.94	0.94
総合治水対策特定河川	10,332	6,888	14,085	9,502	0.73	0.72
特定構造物改築	18,642	13,394	19,215	13,695	0.97	0.98
高規格堤防整備	35,679	23,787	40,230	26,820	0.89	0.89
水防災対策特定河川	7,463	5,406	7,082	5,145	1.05	1.05
直轄床上浸水対策特別緊急	16,288	12,829	19,117	15,270	0.85	0.84
直轄河川維持修繕	102,123	57,651	101,653	57,391	1.00	1.00
直轄河川工作物関連応急対策	8,110	6,192	9,082	6,889	0.89	0.90
直轄流水保全水路整備	297	148	569	285	0.52	0.52
直轄消流雪用水導入	1,010	505	1,019	509	0.99	0.99
河川事業調査費	2,094	2,085	2,018	2,011	1.04	1.04
小 計	390,338	271,198	415,356	289,314	0.94	0.94
直轄河川災害復旧等関連緊急	10,180	6,962	9,484	6,965	1.07	1.00
直轄河川激甚災害対策特別緊急	13,511	9,008	8,987	5,992	1.50	1.50
直 轄 計	414,029	287,168	433,827	302,271	0.95	0.95
直轄河川都市基盤整備	19,323	13,150	17,334	11,648	1.11	1.13
直轄河川環境整備	27,403	13,702	26,715	13,358	1.03	1.03
河川環境整備事業調査費	145	145	150	150	0.97	0.97
小 計	46,871	26,997	44,199	25,156	1.06	1.07
直 轄 再 計	460,900	314,165	478,026	327,427	0.96	0.96
河 川 改 修	( 122,005)	( 64,721)	( 128,185)	( 67,504)	(0.95)	(0.96)
	102,237	54,995	103,749	55,362	0.99	0.99
広 域 河 川 改 修	( 114,747)	( 60,903)	( 120,572)	( 63,495)	(0.95)	(0.96)
	94,979	51,177	96,136	51,353	0.99	1.00
基 幹 河 川 改 修	( 105,487)	( 57,115)	( 110,197)	( 59,245)	(0.96)	(0.96)
	87,804	48,223	87,436	47,773	1.00	1.01
一 般 河 川 改 修	(9,260)	( 3,788)	( 10,375)	( 4,250)	(0.89)	(0.89)
	7,175	2,954	8,700	3,580	0.82	0.83
水 防 災 対 策	1,660	830	1,268	634	1.31	1.31
情 報 基 盤 緊 急 整 備	5,598	2,988	6,345	3,375	0.88	0.89
都 市 河 川 改 修	( 163,003)	( 71,209)	( 180,730)	( 78,280)	(0.90)	(0.91)
	139,062	60,213	155,278	66,643	0.90	0.90
都 市 河 川 改 修	( 67,923)	( 29,723)	( 72,079)	( 31,536)	(0.94)	(0.94)
	61,081	26,394	65,455	28,255	0.93	0.93
広 域 河 川 改 修	( 42,328)	( 21,029)	( 44,617)	( 22,244)	(0.95)	(0.95)
	35,996	17,890	38,130	19,011	0.94	0.94
基 幹 河 川 改 修	( 38,458)	( 19,481)	( 41,432)	( 20,970)	(0.93)	(0.93)
	32,396	16,450	35,193	17,836	0.92	0.92
一 般 河 川 改 修	(3,870)	( 1,548)	( 3,185)	( 1,274)	(1.22)	(1.22)
	3,600	1,440	2,937	1,175	1.23	1.23



区 分	平成16年度 (A)		前 年 度 (B)		倍 率 (A/B)	
	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費	事 業 費	国 費
地震・高潮等対策河川	( 25,535)	( 8,674)	( 27,405)	( 9,273)	(0.93)	(0.94)
	25,025	8,484	27,268	9,225	0.92	0.92
特定地域堤防機能高度化	60	20	57	19	1.05	1.05
総合治水対策特定河川	( 57,750)	( 28,905)	( 60,038)	( 30,052)	(0.96)	(0.96)
	45,946	23,003	47,558	23,812	0.97	0.97
流域対策施設整備	( 5,728)	( 2,047)	( 8,269)	( 3,244)	(0.69)	(0.63)
	5,404	1,939	8,269	3,244	0.65	0.60
都市基盤河川改修	( 31,602)	( 10,534)	( 40,344)	( 13,448)	(0.78)	(0.78)
	26,631	8,877	33,996	11,332	0.78	0.78
床上浸水対策特別緊急	( 30,921)	( 15,258)	( 34,278)	( 16,850)	(0.90)	(0.91)
	28,031	13,828	32,511	15,993	0.86	0.86
統合河川整備事業	38,934	20,148	48,288	23,094	0.81	0.87
統合準用河川改修	8,358	2,786	10,788	3,596	0.77	0.77
河 川 修 繕	6,309	2,103	4,710	1,570	1.34	1.34
補助率差額	( —)	( 13,542)	( —)	( 13,147)	(—)	(1.03)
	—	11,878	—	12,000	—	0.99
小 計	( 369,530)	( 189,767)	( 406,979)	( 204,041)	(0.91)	(0.93)
	322,931	165,951	355,324	178,258	0.91	0.93
河川災害復旧等関連緊急	( 6,310)	( 3,155)	(12,740)	( 6,370)	(0.50)	(0.50)
	4,990	2,495	10,720	5,360	0.47	0.47
河川激甚災害対策特別緊急	( 25,802)	( 13,320)	(32,200)	( 16,840)	(0.80)	(0.79)
	25,802	13,320	31,091	16,268	0.83	0.82
補助計	( 401,642)	( 206,242)	( 451,919)	( 227,251)	(0.89)	(0.91)
	353,723	181,766	397,135	199,886	0.89	0.91
河川環境整備	(7,100)	( 2,921)	( 7,960)	( 3,260)	(0.89)	(0.90)
	6,800	2,771	7,960	3,260	0.85	0.85
補助再計	( 408,742)	( 209,163)	( 459,879)	( 230,511)	(0.89)	(0.91)
	360,523	184,537	405,095	203,146	0.89	0.91
住宅地基盤特定治水施設等整備	13,692	7,541	16,880	8,871	0.81	0.85
下水道関連特定治水施設整備	17,124	8,348	19,270	9,133	0.89	0.91
河川等関連公共施設整備促進	17,403	8,737	18,634	9,361	0.93	0.93
補助再々計	408,742	209,163	459,879	230,511	0.89	0.91
合 計	869,642	523,328	937,905	557,938	0.93	0.94

- (注) 1. 直轄河川都市基盤整備、直轄河川環境整備、河川環境整備事業調査費及び河川環境整備は都市水環境整備事業である。
2. 上段( )書は、住宅地基盤特定治水施設等整備事業、下水道関連特定治水施設整備事業及び河川等関連公共施設整備促進事業を含む額である。

② 実施予定箇所

区 分		継 続	新 規	計
直 轄	改 修	119河川		119河川
	一般河川改修	116河川 (利根川等)		116河川
	総合治水対策特定河川	5河川 (鶴見川等)		5河川 (新河岸川及び佐保川は、一般河川改修と重複計上)
	特定構造物改築	22箇所	3箇所	25箇所
	高規格堤防整備	8地区		8地区
	水防災対策特定河川	14箇所		14箇所
	床上浸水対策特別緊急	10箇所	2箇所	12箇所
	流水保全水路整備	2箇所		2箇所
	消流雪用水導入	2箇所	1箇所	3箇所
	河川災害復旧等関連緊急	4河川		4河川
	激甚災害対策特別緊急	1河川		1河川
	都市基盤整備	10河川		10河川
	河川環境整備	123河川 (霞ヶ浦等)		123河川
補 助	河川改修			
	広域河川改修	538河川	3河川	541河川
	基幹河川改修	440河川	2河川	442河川
	一般河川改修	98河川	1河川	99河川
	水防災対策	6箇所	1箇所	7箇所
	水防災対策特定河川	5箇所	1箇所	6箇所
	耐水型地域整備	1箇所		1箇所
	都市河川改修			
	都市河川改修			
	広域河川改修	139河川	3河川	142河川
	基幹河川改修	108河川	1河川	109河川
	一般河川改修	31河川	2河川	33河川
	地震・高潮等対策河川	29河川 (高知地区等)		29河川
	特定地域堤防機能高度化	7河川 (安治川等)		7河川
	総合治水対策特定河川	18河川		18河川
	総合治水対策特定河川	17河川 (寝屋川等)		17河川
	都市水防災対策	1河川 (江東地区)		1河川
	流域対策施設整備	47河川		47河川
	調節池整備	10河川 (江川等)		10河川
	流域貯留浸透	37河川 (伏籠川等)		37河川
	都市基盤河川改修	154河川 (紫川等)	1河川	155河川
	床上浸水対策特別緊急	34河川	3河川	37河川
河川災害復旧等関連緊急	5河川		5河川	
激甚災害対策特別緊急	5河川		5河川	
河川環境整備	35河川 (大和川等)	2河川	37河川	

## 2. 河川総合開発事業

## ① 予算額

(単位：百万円)

区 分	平成16年度 (A)		前 年 度 (B)		倍 率 (A/B)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
直轄多目的ダム	< 190,164> 162,054	130,557	< 192,253> 159,975	126,746	< 0.99> 1.01	1.03
直轄河川総合開発	9,190	7,016	6,512	5,053	1.41	1.39
直轄流況調整河川	< 10,571> 10,125	7,661	< 10,051> 9,628	7,302	< 1.05> 1.05	1.05
水資源開発事業交付金	< 61,396> 34,576	25,580	< 82,828> 47,769	28,881	< 0.74> 0.72	0.89
水資源開発事業交付金	< 68,580> 38,576	25,580	< 79,588> 43,337	28,881	< 0.86> 0.89	0.89
民間借入金	<△ 7,184> △ 4,000	—	< 3,240> 4,432	—	<△2.22> △0.90	—
直轄ダム施設改良	< 3,579> 3,490	2,476	< 4,622> 4,553	3,127	< 0.77> 0.77	0.79
直轄ダム周辺環境整備	5,038	2,519	5,270	2,635	0.96	0.96
直轄堰堤維持	< 55,952> 40,632	24,294	< 58,131> 41,843	24,991	< 0.96> 0.97	0.97
河川総合開発事業調査	1,998	1,998	2,198	2,198	0.91	0.91
直 轄 計 (水機構民間借入金除き)	< 337,888> 267,103 < 345,072> 271,103	202,101	< 361,865> 277,748 < 358,625> 273,316	200,933	< 0.93> 0.96 < 0.96> 0.99	1.01
補助多目的ダム	( < 113,579 > ) ( < 92,671 > ) ( < 84,265 > ) 68,974	( 48,509 )	( < 115,825 > ) ( < 96,765 > ) ( < 85,957 > ) 72,213	( 50,939 )	( < 0.98 > ) ( < 0.96 > ) ( < 0.98 > ) 0.96	( 0.95 )
補助治水ダム	( 21,731 ) 20,069	( 11,114 ) 10,245	( 21,101 ) 20,362	( 10,772 ) 10,394	( 1.03 ) 0.99	( 1.03 ) 0.99
ダム周辺環境整備	819	273	975	325	0.84	0.84
堰堤改良	8,081	3,560	9,638	4,248	0.84	0.84
堰堤修繕	1,311	437	1,545	515	0.85	0.85
補助率差額	—	( 6,730 ) 5,748	—	( 6,668 ) 5,950	—	0.97
小 計	( < 145,521 > ) ( < 124,613 > ) < 114,545 > 99,254	( 70,623 )	( < 149,084 > ) ( < 130,024 > ) < 118,477 > 104,733	( 73,467 )	( < 0.98 > ) ( < 0.96 > ) < 0.97 > 0.95	( 0.96 )
下水道関連特定治水施設整備	< 20,225 > 16,165	8,652	< 17,837 > 15,063	7,867	< 1.13 > 1.07	1.10
河川等関連公共施設整備促進	< 10,751 > 9,194	5,263	< 12,770 > 10,228	5,639	< 0.84 > 0.90	0.93
補 助 計	< 145,521 > 124,613	70,623	< 149,084 > 130,024	73,467	< 0.98 > 0.96	0.96
合 計 (水機構民間借入金除き)	< 483,409 > 391,716 < 490,593 > 395,716	[ 270,570 ] 272,724	< 510,949 > 407,772 < 507,709 > 403,340	[ 272,957 ] 274,400	< 0.95 > 0.96 < 0.97 > 0.98	0.99

- (注) 1. 上段 ( ) 書は、下水道関連特定治水施設整備事業及び河川等関連公共施設整備促進事業を含む額である。  
2. 上段 < > 書は、利水者負担金を含む額である。  
3. 水機構の民間借入金は、当該年度の用地先行取得分及びダム建設調整分に係る借入額から、過年度借入に係る償還額を差し引いたものである。  
4. 前年度国費の合計欄上段 [ ] 書は、一般会計国費である。  
5. 前年度事業費は、水機構の民間借入金を実施計画時の額であるため、総括表とは一致しない。



## ② 実施予定箇所

区 分	継 続	新 規 等	計
直 轄	多目的ダム建設事業 建設工事	39事業 (利根川・八ッ場ダム等)	39事業
	実施計画調査	6事業 (子吉川・鳥海ダム等)	6事業
	河川総合開発事業 建設工事	4事業 (鬼怒川上流ダム群連携等)	4事業
	実施計画調査	5事業 (利根川上流ダム群再編等)	1事業 (天竜川ダム再編)
流況調整河川事業 建設工事	2事業 (利根川・那珂川・霞ヶ浦導水等)		2事業
公団・独法	水資源開発事業 建設工事	8事業 (荒川・滝沢ダム等)	8事業
補 助	多目的ダム建設事業 建設工事	60事業 (迫川・長沼ダム等) (他に生活貯水池 44箇所)	1事業 (儀間川・儀間川総合開発) 61事業 (他に生活貯水池 44箇所)
	実施計画調査	5事業 (斉内川・真木ダム等)	5事業
	治水ダム建設事業 建設工事	21事業 (岩井川・岩井川ダム等) (他に生活貯水池 7箇所)	21事業 (他に生活貯水池 7箇所)
	実施計画調査	6事業 (最上小国川・最上小国川ダム等)	6事業
合 計	156事業	2事業	158事業
(参考)生活貯水池を含む 実施予定事業数	207事業	2事業	209事業

※表中の箇所数は、平成15年度中止事業（中止手続き中事業を含む）のうち、平成16年度に予算を計上している事業(利根川・戸倉ダム[水資源開発事業 建設工事])を除いた箇所数である。

## 【参考:平成16年度完成予定ダム】

直 轄 ダ ム：苦田ダム（岡山県）、羽地ダム（沖縄県）	計	2事業
補助多目的ダム：庶路ダム（北海道）、深城ダム（山梨県）	計	2事業
補助治水ダム：朝鍋ダム（鳥取県）	計	1事業